

西福第1028-2号

令和元年 8月13日

社会福祉法人 ゆうき福祉会

理事長 豊田 淳一 様

埼玉県西部福祉事務所長 佐々木 政司

(公印省略)

社会福祉法人の定款の変更認可について（通知）

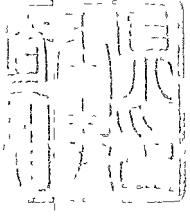
令和元年7月16日付けで申請のあった定款変更については、別添認可書のとおり認可されました。

なお、組合等登記令第3条の規定による登記が必要な場合は、認可書の到達した日から2週間以内に行ってください。

担当：介護保険・施設整備担当 小林

TEL：049-283-6800

FAX：049-283-7891

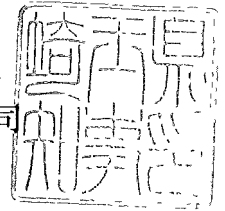


指令西福第1028-1号
埼玉県所沢市大字亀ヶ谷字谷里270番1
社会福祉法人 ゆうき福祉会

令和元年7月16日付けで申請のあった社会福祉法人の定款変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の36第3項で準用する同法第32条の規定により、申請のとおり認可します。

令和元年8月13日

埼玉県知事 上 田 清 司



お知らせ

■ 本日、申請された登記申請は、下記の番号で受付しました。

申請年月日	8月20日(火)
受付番号	6233

■ 登記完了日は、下記の日となります。

なお、登記完了日は、さいたま地方法務局ホームページにも掲載しております。

登記完了日	8月30日(金)
	午前・ 午後

- ※1 **登記申請書類に不備・不足があった場合に限り**、申請書に記載された連絡先に、法務局担当者から電話連絡をいたします。
担当者の指示に従って、速やかに補正をしてください。
補正が終了するまでは、登記は完了しませんので、御注意ください。
- ※2 担当者の指示により補正を行った場合は、補正終了時に担当者から改めて登記完了日をお知らせしますので、御注意ください。
- ※3 登記申請書類に不備・不足がなかった場合には、**登記完了日には、登記が完了しています。**
来庁、電話等により登記の完了を確認する必要はありません。

- 登記申請（補正事件を除く）は完了日までに完了することとしているため、**原則、登記完了日前の進行状況に関するお問い合わせには、お答えしておりません。**
なお、申請状況によっては登記完了日前に完了する場合があります。
御理解と御協力をお願いします。
- 埼玉県外（管轄外）に本店移転する場合には、登記完了日以降に、新しい本店を管轄する登記所に登記完了日をお問い合わせください。
- 登記事項証明書、印鑑証明書は、**登記完了日以降**に取得が可能です。
最寄りの法務局に御請求ください。
- 登記完了日以降に、登記事項証明書、印鑑証明書の取得ができない場合には、下記の連絡先宛てお尋ねください。

ご連絡先

〒338-8513 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

(さいたま第2法務総合庁舎)

さいたま地方法務局 法人登記部門

電話 048-851-1000(代表)

・ 開庁時間: 月曜～金曜 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)

* 電話をされる際には、法人名と受付番号をお知らせください。
自動音声案内によりおつながりますので、「3」(会社法人登記)の次に「2」(登記申請・相談)を押してください。